

## 相続登記における必要書類 一覧

司法書士法人島崎事務所  
TEL048-251-3310

### 被相続人（亡くなった方）に関する書類

（出生から死亡に至るまでの証明書・戸籍として）

- 戸籍謄本
- 除籍謄本
- 改製原戸籍（分家・家督相続前の戸主の戸籍謄本）（明治・大正・昭和初期生まれの被相続人であるとき）（役所がコンピュータ化しているとき）  
\*戸籍謄本等は、各市町村で保管されており、遠方の場合は郵送でのお取り寄せとなります。小為替で代金を郵送するのが通常ですが、手続きがご面倒でしたら当方にお申し付け下さいませ。
- 除かれた住民票（本籍地・続柄等の記載のあるもの）
- 戸籍の附票（登記簿上の住所と死亡時の住所が除票でつながらない場合）
- 物件の評価証明書（物件所在地の役所の固定資産税課もしくは支所で取得できます。）
- 物件の権利証

### 相続人（相続資格のある方全員）

- 戸籍謄本
- 住民票（本籍地・続柄等の記載のあるもの）
- 印鑑証明書
- 遺産分割協議書（実印を押印して頂きます。）…当方でも作成致しますが、お客様でご用意されたものがございましたら、そちらで結構です。※遺言書があれば、そちらでも構いません。
- 身分証明書コピー

※上記は、一般的に必要な書類です。ケースに応じて別途書類が必要なこともございますので、何卒ご了承下さい。